Chinese Business

「大大人」 中国ビジネス Q&A 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

2020年年初、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)が中国全土で急速に拡大して以来、中国政府は、1月末から感染症緊急経済対策として家賃減免、租税優遇、保険料軽減、金融支援など、一連の特別措置を打ち出したと聞いています。感染症緊急経済対策における税制上の特別措置にはどのようなものがありますか。

2020年1月下旬から、財政部、国家税務総局および国家発展改革委員会より感染防止・抑制に係る租税優遇および費用減免措置として一連の公告を公表し、1月1日から遡って実施し、暫定的に20年12月31日までの期限措置としました^{注1}。上記の期限措置は多岐にわたるため、本文は主に企業所得税、増値税、個人所得税に絞ってご紹介します。

1. 企業所得税に関わる特別措置

(1) 損金算入

①設備購入の一括損金算入

感染防止・抑制に重要な保障物資生産企業がその生産能力拡大のために新規購入した関連設備に対して、当期の原価費用に一括計上して損金算入することが認められる(第8号公告^{注2})。感染防止・抑制に重要な保障物資の詳細な範囲は、国家発展改革委員会、工業信息化部が関連通達で具体的な範囲を明記している^{注3}。感染防止・抑制に重要な保障物資生産企業リストは、省レベル以上の発展改革委員会および工業信息化部が決定し、公表している^{注4}。

②感染防止物資の寄付の損金算入

企業が公益性社会団体または県レベル以上の人民政府 およびその部署などの国家機関を通じて感染防止物資を寄 付した場合、その現金や物品に対して、課税所得を計算す る際に全額損金算入が認められる(第9号公告^{注5})。

③病院への直接寄贈の損金算入

企業が病院へ直接寄贈する物品に対して、課税所得を計算する際に全額損金算入が認められる。この場合、寄贈者は病院が発行する寄贈受領書をもって損金を計上する(第9号公告)。

(2) 欠損の繰り延べ

①困難業界企業の欠損繰り延べ

感染症により経営困難となった企業(下記の困難業界に該当)の20年度に発生した欠損に対して、欠損繰り延べの最大年数が5年間から8年間に延長される(第8号公告)。困難業界とは、交通運輸、飲食、宿泊、旅行(旅行会社、観光地管理者を指す)の4分野である。困難業界企業に該当する場合、その20年度の主要業務収益は、収益総額(非課税の収益と投資による収益を除く)の50%以上でなければならない。

②映画業界企業の欠損繰り延べ

映画業界企業の20年度に発生した欠損に対して、欠損繰り延べの最大年数は5年間から8年間に延長される^{注6}。 映画業界企業とは映画制作、配給および放映等の企業を指し、インターネット、電信ネット、放送・テレビネット等の情報ネットワークによる放送映画の企業を含まない。

(3) その他

①小額貸付利息収入に対する所得税減額

金融機関および小額貸付会社^{注7}の農家に対する小額貸付による利息収入に対して、納税所得額の計算時、所得の90%を収入総額として計上することが認められる。小額貸付については、1回かつ当該農家の貸付残高が10万人民元以下に限る^{注8}。

②小規模企業と個人事業者の納税猶予

小規模企業または個人事業者は、20年5月1日から同年12月31日までの20年度分申告期間内に予納申告を実施すれば、当期の企業所得税および個人所得税の納付を一時猶予し、21年初めの申告期内において一括で納付することができる^{注9}。小規模企業とは国の制限および禁止に該当しない業種に従事し、かつ年度納税所得額が300万元未満、従業員数が300人未満、資産総額が5,000万元未満等の3つの条件に合致する企業をいう。

2. 増値税に関わる特別措置

(1) 増値税の免税

①輸送収入の免税

納税者が感染防止・抑制に重要な保障物資の輸送により 取得した関連収益に関する増値税が免除される(第8号公 告)。

②集荷・配達サービス収入の免税

納税者が公共交通・運輸サービス、生活サービスおよび 住民に生活必需品を提供するための集荷・配達サービスに より取得した関連収益に関する増値税が免除される(第8 号公告)。

③内製、委託加工または購入した貨物の寄付の免税

企業および個人事業主が無償で自製、委託加工または 購入した貨物を寄付した場合、増値税が免除される(第9 号公告)。納税者が規定に基づき、自主的に免税申告を行う。 関連免税届出手続を行う必要はないが、関連証明書類の

における税制上の措置

King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業 アドバイザー・中国弁護士 鄭 林根

保管が必要である。

(4)小規模納税者の増値税の減免税

20年3月1日から同年12月31日まで、湖北省の小規模納税者に対して、もともと3%の徴収率適用であった販売収入の増値税が免税される。湖北省以外の省、自治区、直轄市の小規模納税者に対して、もともと3%の徴収率適用であった販売収入には1%の徴収率が適用される^{注10}。

⑤小額貸付による利息収入の免税

金融機関の農家、小規模企業および個人事業者への小額貸付による利息収入に対して増値税が免除される。小額貸付は与信額が100万元以下の農家、小規模企業または個人事業者への貸付に限る。小額貸付会社の農家への小額貸付による利息収入に対して増値税を免除する^{注11}。小額貸付とは、1回かつ当該農家への貸付残高が10万元以下の場合に限る。

6映画放映サービスの免税

20年1月1日から同年12月31日まで、納税者の映画放映サービスによる収入に対して増値税が免除される^{注12}。映画放映サービスとは、「映画放映経営許可証」を保有する企業が専門的な映画館放映設備により提供した映画視聴サービスを指す。

(2) 増値税の還付

感染防止・抑制に重要な保障物資生産企業が月ごとに主 管税務機関に19年12月末から累積した増値税増加留保 税額の全額還付を申請することができる(第8号公告)。

3. 個人所得税に関わる特別措置

(1) 所得控除

個人が公益性社会団体または県レベル以上の人民政府 およびその部署などの国家機関を通じて感染防止物資を寄 付した場合、その現金や物品に対して、課税所得を計算す る際に全額控除が認められる(第9号公告)。

個人が病院へ直接寄贈する場合、その寄贈物品に対して、 課税所得を計算する際に全額控除を認める。寄贈者は病 院が発行する寄贈受領書をもって控除を行う。

(2) 所得税免税

①一時的な業務補助金および奨励金の免税

感染防止治療業務に関与した医療従事者、感染防止業務担当者および感染防止・抑制に関与した人員は、各レベル政府部門が規定した基準に基づき取得した一時的な業務補助金^{注13} および奨励金に対する個人所得税が免除される(第10号公告^{注14})。

②感染予防用の医薬品の現物支給に対する免税

企業から個人への感染予防用の医薬品、医療用品および防護用品が支給される場合、企業が個人に支給する現物

(現金を含まない) については、個人の賃金・給与所得に加算せず、個人所得税が免除される(第10号公告)。

*本稿において意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない。

- 注1: 2020年6月22日、財政部税務総局「感染症の防止・抑制 への支援および供給の保障などに係る課税措置の実施期限 に関する公告」(公告2020年第28号)
- 注 2: 2020 年 2 月 6 日、財政部 税務総局「感染症の防止・抑制への支援に係る課税措置に関する公告」(公告 2020 年第 8 号。 以下、第 8 号公告)
- 注3: 2020年2月18日、国家発展改革委弁公庁「感染防止・抑制に重要な保障物資の具体的範囲に関する書簡」(発改弁財金〔2020〕145号)
- 注4: 2020年2月28日、国家発展改革委「感染防止・抑制に重要な保障物資生産企業リストの管理業務に関する通知」(発改弁財金[2020] 176号) の公表により、申告および審査基準を定めている。
- 注5: 2020年2月6日、財政部税務総局「感染症の防止・抑制への支援に係る寄付金の課税措置に関する公告」(公告2020年第9号。以下、第9号公告)
- 注6: 2020年5月13日、財政部税務総局「映画等業界の租税公課の支援措置に関する公告」(公告2020年第25号)
- 注7: 省レベル金融管理部門(金融弁公室、局等)の認可を取得し、 設立された小額貸付会社
- 注8: 2020 年 4 月 26 日、財政部 税務総局「普恵金融 (インクルーシブファイナンス) の関連税収優遇措置の継続実行に関する 公告」(公告 2020 年第 22 号)
- 注9: 2020 年 5 月 19 日、国家税務総局「小規模企業と個人事業 者の 2020 年所得税納税猶予の関連事項に関する公告」(公 告 2020 年第 10 号)
- 注10: 2020年2月28日、財政部税務総局「個人事業者の操業再開を支援する増値税措置に関する公告」(公告2020年第13号)など
- 注11: 2020 年 4月 26 日、財政部税務総局「普恵金融 (インクルーシブファイナンス) の関連税収優遇措置の継続実行に関する公告」(公告 2020 年第 22 号)
- 注12: 2020 年 5 月 13 日、財政部 税務総局「映画等の業界の租税 公課の支援措置に関する公告」(公告 2020 年第 25 号)
- 注13: 2020 年 1 月 25 日、財政部 国家衛生健康委「感染症の防止・ 抑制に関わる経費保障政策に関する通知」(財社〔2020〕2 号):直接検査待ち、または確診病例と接触し、診断・治療・ 看護・病院感染抑制、病例サンプル収集および病原検査等 の業務従事者に対して、国から1人当たり1日300元、感 染症の防止・抑制に参加するほかの医療従事者および業務 従事者に対して、1人当たり1日200元の補助金が支給さ れる。
- 注14: 2020年2月6日、財政部税務総局「感染症の防止・抑制への支援に係る個人所得税措置に関する公告」(公告 2020年 第10号。以下、第10号公告)